
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号
令和元年5月15日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

平成30年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成30年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成30年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

総務部

○ 秘書広報課

長期継続契約の予定価格の設定及び契約の締結について（是正事項）

モノクロ複合機賃貸借及び保守業務の長期継続契約（契約期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）の予定価格を5年間の総額で設定すべきところ、単年度の予算相当額408,564円で設定し、随意契約により契約を締結している。

那覇市契約規則第10条は予定価格は競争入札に付する事項の総額を定めなければならない旨定め、また、同規則第20条第3号は随意契約によりすることができる物件の借入れの限度額を40万円以内とする旨定めている。

長期継続契約の予定価格の設定及び契約の締結に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

モノクロ複合機賃貸借及び保守業務の長期継続契約について、次回（令和4年度）の契約時には、同様の間違いがないよう申し送り事項として周知徹底を図ります。今後、このような事態が生じないように、那覇市契約規則等を遵守し適正な事務の執行を行ってまいります。

○ 管財課

工事の完了検査について（注意事項）

会派控室間仕切改修工事に伴う電気設備等工事については、契約相手方から平成29年9月10日に工事完了報告を口頭で受け、同日、完了検査を実施しているが、完了届は同年10月5日に提出されている。

那覇市契約規則第50条第5項は、「検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から14日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。」と規定している。また、当該工事請負契約書第5条第1項は、契約相手方は、工事が完了したときは直ちに完了届により通知しなければならない旨定め、同条第2項は、前項の通知を受けたときは、契約相手方の立会いを求めて直ちに検収しなければならない旨定めている。

これらのことから、工事完了後、契約相手方に対し、直ちに完了届による通知を求め、契約事項を遵守させたいと、完了検査をすべきであった。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、工事の検査に当たっては那覇市契約規則を遵守し、適正な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努め

てまいります。

○ 防災危機管理課

那覇市自主防災組織防災資機材等の交付について（注意事項）

平成 29 年度における自主防災組織防災資機材等の交付先 16 団体に交付した品名を確認したところ、那覇市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱別表第 1 で対象外とされている乾電池が含まれていた。

同交付要綱において、防災資機材等（以下「資機材等」という。）の交付を受けようとする認定自主防災組織の代表者は、那覇市自主防災組織資機材等交付申請書により、市長へ申請し、市長は、その内容を審査し適当と認めたときは予算の範囲内で交付を決定し、那覇市自主防災組織資機材等交付決定通知書により、申請者にその旨を通知することとされている。

このことから、審査時において対象外とすべき資機材等の有無を確認すべきであった。

資機材等を交付するに当たっては、当該交付要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、予算執行における課内チェック体制の強化を図るとともに、「那覇市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱」の見直しを実施し、適正な事務処理に努めております。

企画財務部

○ 情報政策課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

ICT-BCP セミナー参加旅費（ホテルパック）のため受領した前渡金について、用務終了日（支払日）は平成 29 年 8 月 18 日、精算日は 9 月 19 日となっており、精算が 25 日間遅延している。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、ホテルパック旅費についての用務日の解釈を誤っていたことにより生じたものです。今後このような事態が生じないよう、課内会議にて正しい解釈について周知を図り、会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

都市みらい部

○ 道路建設課

業務委託契約の締結における個人情報の取扱いについて（注意事項）

平成 29 年度用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託において、5 課（道路建設課、道路管理課、花とみどり課、建築工事課、施設課）を取りまとめて契約しているが、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に掲げる条件が一部付されていなかった。

同条は、「市長は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約に次に掲げる条件を付するものとする。」と規定し、第 1 号から第 8 号までの条件が掲げられている。

このことから、当該契約書にこれらすべての条件を付すべきであった。

業務委託契約の締結に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については関係各課へ周知を行い、今後業務委託契約を締結する際には、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に掲げる条件を明示します。

○ 道路管理課

備品台帳の整理について（注意事項）

平成 23 年度の土木管理事務所廃止に伴い、道路管理課へ移管された備品台帳について、備品の所在が確認できないものや他部署に移管されたものなどが記載されたままになっており、整理が十分になされていない。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適切な整理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については平成 32 年 3 月 31 日までに、既存備品と備品台帳の照合を行い、那覇市物品会計規則に基づき移管や廃止などの必要な処理を行ってまいります。

○ 花とみどり課

行政財産目的外使用料の徴収と調定の時期について（注意事項）

平成 29 年 3 月 13 日付けの行政財産目的外使用許可申請（使用期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）について、4 月 1 日及び 2 日がそれぞれ土曜日及び日曜日であったことから、同年 3 月中に使用を許可したにもかかわらず、平成 29 年度行政財産目的外使用料として 4 月 3 日に調定し、その後に徴収している。同様な事例がほかに 8 件あった。

那覇市行政財産使用料条例第2条第1項は、使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する旨定めている。また、那覇市会計規則第20条第1項は、当該歳入の調査事項が適正であると認めたときは、直ちに調定をしなければならない旨定めている。

行政財産目的外使用料の徴収及び調定事務に当たっては、関係条例等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、行政財産目的外使用料の徴収と調定の時期については、那覇市行政財産使用料条例及び那覇市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

まちなみ共創部

○ 市営住宅課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

第4回甲種防火管理新規講習受講のため受領した前渡金について、用務終了日（支払日）は平成30年1月25日、精算日は3月30日となっており、精算が57日間遅延している。ほかに前渡金の清算が5日間遅延している事例があった。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡における精算の遅延について、日常的な点検事項として、定例グループ会議等において確認するとともに、チェックリストを作成し課内決裁時の照合を徹底します。また、庶務担当者や担当職員、担当グループ長で財務会計システム「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的に確認するなど、精算漏れが生じないようにチェック体制の強化を図っていきます。

今後は、那覇市会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。